

ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻を強く非難する決議

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。

このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害しており、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反と共に、国際の平和及び安全を維持するとして国連憲章の重大な違反である。

いかなる理由があろうとも、武力による一方的な軍事侵攻は断じて認められない。

この度の軍事侵攻によって、罪もない子どもを含む多くの市民が犠牲となり、未来ある若きロシア兵も多く死傷している。また、ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つであることを強調しており、その使用も示唆しているが、摂津市は非核平和宣言都市を掲げ、国内外の平和を愛する人たちと共に非核・平和を訴え、この地球から核兵器をなくし、人間として共に生きる喜びあふれる社会の実現に積極的に取り組んでおり、安全保障の観点からも決して許すことはできない。

摂津市議会はロシアに対し、国際法を遵守し、即時の攻撃停止と軍の撤収を行い、対話による平和的解決を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月7日

摂 津 市 議 会